

吾輩は教員である！

三木 義一

吾輩は大学教員である。名前はあえて名乗りたくない。

どこで誰が間違えたのかとんと見当がつかぬ。何でも薄暗い部屋で吾輩の意見書と引き替えに受け取ったことだけは記憶している。吾輩は、ここではじめて源泉徴収額が記載されていない支払調書なるものをもらった。後で考えると、これは一番やかましいというか、申告の時つらくなるものであったが、その当時は何という考えもなかったから、報酬全額を受け取った喜びを顔に表さないように必死であった。ただ、掌にのせて持ち上げると、いつも以上にフワフワした感じがあり、妙な

ものだと思った感じが今でも残っている。第一、報酬額はかなり高額なのに、源泉徴収されるべき額が記載されていない。今まで、支払調書をいろいろもらったが、こんな奇妙なものには一度も出くわしたことがない。支払者はどういふつもりなのだろう。支払った事実を隠したいのだろうか。「越後屋、お主も悪よの、むふふ」と言おうかと思っただが、そうであるならば支払調書など渡さなければよいので、言いそびれてしまった。

この支払調書のおかげでしばらくはよい心持ちでいたが、後日、報酬を支払った相手側は支払調書を税務署に提

出しているはずだといわれた。なんでも五万円以上の報酬等を払うときは、税務署に支払調書を提出しないと、処罰されるといふ（所得税法二四二条）。吾輩が受け取った報酬は五万円を超えているので、せつかくの報酬も税務署に知られていることになる。吾輩は少し不安になった。

* * *

吾輩は、これまでも税金のことにはそれなりに気をつけてきた。外国留学の時は、留学期間を一年と七日にして教授会の承認を受けた。一年以上日本を離れば、非居住者になり、外国留



学中受ける給与も日本の課税から逃れられるし、租税条約のおかげで外国でも課税されないと聞いていたからである。日本に留学しているアメリカ人研究者たちは、日本では課税されないが、アメリカ税法上アメリカ国籍を有

する者はつねにアメリカに住所があるものとみなされるため、アメリカで課税されてしまうと聞いた。お気の毒と言うほかない。吾輩の留学期間が教授会で承認されると、事務職員がなぜ一年と七日なのかと尋ねてきた。吾輩は

所得税の仕組みを説明し、非居住者になれば日本の税金がかからないではないかと教示したのである。ところが、事務職員は所得税法三条の「国家公務員又は地方公務員は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなし

て、この法律の規定を適用する」という規定を見せるではないか。当時、吾輩の大学は国立大学であった。アメリカの研究者から「お気の毒に」と言われてしまった。

国立大学も国立学校法人になり、教員には公務員法の適用がなくなったので、いよいよと思っていたら、日本租税条約が改正されてしまった。日本で課税されていない場合は、アメリカでの免税措置は受けられなくなったという。

吾輩は、源泉徴収についても、いろいろ知っていた。原稿料には、試験問題の出題料や答案の採点料などは含まれないことや、講演料などの源泉徴収率は原則として一〇%だが、一〇〇万円を超えると、超えた部分は二〇%となり、例えば、三〇〇万円を受け取ると五〇万円も源泉徴収されること、などである。このように源泉徴収額がなされていれば問題はないが、今回はま

まったく源泉徴収額が記載されていない
支払調書をもってしまったのである。

* * *

吾輩は、幸いなことに給与以外にも
この報酬のような所得がいくらかある
ので、申告をしなければならぬ。こ
の申告の時に、この報酬分の源泉徴収
税額分も納めればよいのだと気づき、
少しホッとしたのであった。

ところが、後日、それも怪しくなっ
た。日本の源泉徴収制度は単なる前払
いではなく、国際的にも非常に厳格な
制度である上に、奇妙な判例があると
いう。それによれば、支払者の負う源
泉徴収義務というのは、吾輩が負う納
税義務とは別個なものであり、支払者
が誤って過大に源泉徴収をしてしまっ
た場合には、「支払者は国に対し当該
誤納金の還付を請求することができ
(国税通則法五六条)、他方、受給者
は、何ら特別の手續を経ることを要せ

ず直ちに支払者に対し、本来の債務の
一部不履行を理由として、誤って徴収
された金額の支払を直接に請求する」
のだそうだ。だから、確定申告で「源
泉所得税の徴収・納付における過不足
の清算を行うことは、所得税法の予定
するところではない」ということにな
る(最高裁判平成四年二月一八日判決・
民集四六卷二号七七頁)。それでは、
私のように源泉徴収されなかった場合
は、支払者に連絡して源泉分を取って
もらい、それを支払者を通じて国に納
付してもらわねばならないではない
か。こんな非常識な、猫にもバカにさ
れるような面倒なことを考える人間が
この世にいるとは信じがたいが、最高
裁が言うのだから仕方がない。吾輩は
おとなしく支払者に文句を言ったので
ある。

「君、困るじゃないか。私に報酬
を払うときに源泉徴収していないじゃ
ないか? 君は源泉徴収義務でも免除
されているのかね?」
「いえ、そういうわけでは。それで
は経理と相談してまいります」
このとき、吾輩は納税義務を適切に
行使する意欲に満ち、しかも相手のミ
スをわかりやすく指摘しており、大学
教員の鑑ではないかと、自らを誇りに
思ったものである。

「わかりました。先生! 先生には
源泉徴収をする必要がありませんでし
た!」
支払者の意表をつく回答に吾輩はし
ばらく絶句した。なぜだ! 吾輩の他
の所得が少なすぎるからなのか、大学
教員は特別なのか、大暖冬は源泉徴収
まで緩めてしまったのか、一瞬のうち
に吾輩の脳裏をさまざまに思いが駆け
めぐった。

吾輩の今回の報酬は出版社から頼ま
れた原稿料でもないし、講演料でもな
く、大学教員としての日頃の研究に基

づいた意見を求められ、それを書面にまとめたものであった。つまり、給与でも配当でもなく、また原稿料でも講演料でもない「報酬」ということになる。

この「報酬」は常に源泉徴収の対象になるのではなく、芸能人等の報酬等に限定されており、吾輩の報酬に近いのが所得税法二〇四条二項だという。

これによると「弁護士（外国法事務弁護士を含む）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金」が対象となっている。政令には会計士補などが列挙されているが、大学教員は記載されていない。

「ね、先生。報酬で源泉徴収されるのは、国家試験などで資格を取得した

人たちのようです。大学の先生は対象になっていません。ですから、支払調書は誤っておりませんので、どうかご安心を」

吾輩はこの規定をみて、税法は大学教員を無資格者として扱っていることを思い知らされた。確かに、大学教員は国家試験を受けたわけでもない。資格は不要だ。指導教授に気に入られることが必要だが、大学に残ればあとは楽である。数年に一本程度論文を書いておけば昇進もできる。だから、一般社会では通用しそうな人びとが結構いる。こういう人びとを、世間では単にバカと言うようであるが、バカか天才か、実はよくわからないこともある。現在の常識を覆すのが学問である以上、現在の常識では判断できない人が世の中を変えることもあるからである。だから、大学はよくわからない人も、ひょっとして天才かもしれない

（ほとんどそんなことはないのだが）ので教員として雇っているのである。もっとも最近では、そんなことよりもテレビに出ていることの方が重要になっており、テレビ有名人になればすぐに大学教員になれるし、それが無理でも知事にはなれるのである。

吾輩は、こういう現実をよく理解しているために、教員は無資格者という所得税法の扱いに憤るところか、妙に納得してしまっているのである。無資格なのに「教授」として崇められる。とてもこの世のものとは思えない。南無阿彌陀仏、南無阿彌陀仏。ありがたい、ありがたい。

【参考文献】

夏目漱石『吾輩は猫である』（岩波文庫）

（みき・よしかず）

立命館大学大学院法務研究科・法学部教授